

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会  
第 226 回定例会・会議録

日 時 令和 4(2022)年 4 月 13 日 (水) 18 : 30~20 : 35  
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室  
出席委員 小田、小野、三宮、品田、須田、高木、高橋、竹内、  
三井田潤、三井田達毅、宮崎  
以上 11 名  
欠席委員 相澤、小名、神林、坂本、本間  
以上 5 名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所  
渡邊所長 岸川副所長  
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関所長  
内閣府 志村地域原子力防災推進官 是安専門官  
新潟県 防災局原子力安全対策課 金子課長 上松主任  
柏崎市 防災・原子力課 武本課長 金子課長代理  
刈羽村 総務課 鈴木課長 高橋課長補佐  
東京電力ホールディングス(株) 稲垣発電所長 櫻井副所長  
古濱原子力安全センター所長  
栗田新潟本社副代表  
宮田第二保全部長  
大淵土木・建築担当  
松坂リスクコミュニケーター  
渡部地域共生総括 G(PC 操作)

柏崎原子力広報センター 近藤事務局長  
石黒主査 松岡主事

## ◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 226 回定例会を開催いたします。

本日の欠席委員は相澤委員、小名委員、神林委員、坂本委員、本間委員の 5 名でございます。小名委員に関しましては、お手元の座席表のところに欠席の表記はございませんが、午後、印刷が終わった後でお電話をいただきましたので、皆様方のほうで小名委員欠席ということで訂正をお願いいたします。

本日の会議の終了時間は午後 8 時 30 分と致します。本日ご出席をいただいております内閣府の皆様は、本日中に東京へ戻られますことから、時間になりましたらご退席をされますことを申し添えさせていただきます。

それでは、配付資料の確認をお願いします。まず、事務局からは「会議次第」、「座席表」でございます。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 1 部、資源エネルギー庁から 1 部、内閣府から 1 部、新潟県が 1 部、柏崎市から 1 部、刈羽村から 1 部、東京電力ホールディングスから 3 部、以上でございますが、不足がございましたらお声掛けいただきたいと思います。

それでは、三宮会長に進行をお願いいたします。

## ◎三宮議長

皆様お疲れ様です。ただ今から、地域の会定例会第 226 回定例会を始めさせていただきます。

コロナ禍ということで、まん延防止等重点措置が発令され 2 カ月ほどお休みさせていただいた次第でございます。本日の開催につきましても、事務局と検討し 2 カ月休んだ上に新年度ということもあり、コロナ対策万全といえますか。休みを取った中で開催させていただこうということになりました。内閣府さんの説明等もありますが、時間をきっちり切って、スムーズな進行に皆様ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、前回定例会以降の動き、質疑応答に入ります。いつも通り、東京電力さん、規制庁さん、資源エネルギー庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順番で説明をお願いします。それでは、東京電力さんからお願いします。

## ◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所長の稲垣でございます。ご説明の前に、まず、核物質防護事案をはじめ、一連の不適切事案により、委員の皆様をはじめ地域の皆様にご不安ご不信を抱かせておりますことを、改めてお詫びを申し上げます。

私は昨年 10 月に発電所長として着任いたしました。この半年間、原子力部門と発電所の改革を、スピード感を持って進めるべく取り組んで参りましたが、先月 30 日

に公表させていただきました通り、改めまして発電所長兼原子力改革担当の任を命じられております。これまで私が兼務しておりました、原子力・立地本部長につきましても、新たに当社のOBである、福田俊彦が就くこととなりました。福田氏ですが、私も一緒に仕事をしてきた先輩でございます。今後も社長の小早川、そして原子力・立地本部長の福田と共にこれまで通り連携を密にして対応して参りたいと思います。

引き続き、私が発電所の責任者であり、原子力改革の責任者であるということに変わりございません。委員の皆様にはこれまでと同様にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは前回定例会以降の動きについて、副所長の櫻井よりご説明させていただきます。

#### ◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それではお手元の資料「第226回地域の会定例会資料前回定例会以降の動き」をご覧いただきたいと思います。

初めに不適合関係でございます。3月18日、6号機非常用ディーゼル発電機（A）からの油漏れについて、資料は3ページをお願いします。

3月17日、6号機の非常用ディーゼル発電機（A）の24時間連続運転試験中に、軸受部から潤滑油の漏えいを確認しましたことから直ちに停止し、公設消防へ連絡をしております。尚、潤滑油の外部等への流出はなく、環境への影響はございません。今後、原因究明及び再発防止対策を講じて参ります。

次に3月23日、5号機取水口エリアにおけるクレーンのワイヤー切れについて、資料は5ページとなります。

3月18日10時頃、屋外の取水口エリアにあります、設備点検用クレーンの点検を行っていましたが、ワイヤーが切断する事象が発生しました。今後、労働基準監督署へ事故報告書を提出すると共に、原因調査及びワイヤーを交換して、再発防止対策を講じて参ります。

次に発電所に係る情報です。

3月9日、第19回原子力改革監視委員会における当社ご説明内容について、資料は7ページからとなります。

当社は原子力改革に対する取り組み状況などにつきまして、3月9日に原子力改革監視委員会へご説明をしております。説明概要については添付の資料を確認いただきたいと思います。尚、同委員会からレビューの結果をいただいておりますが、こちらについてはお手数ですが、同委員会のホームページからご確認をお願いします。

次に3月10日、柏崎刈羽原子力発電所7号機設計及び工事計画認可の届出書提出について、資料は23ページとなります。こちらは、2008年3月に発生しました低圧タービンの動翼の損傷事象の原因と対策を取りまとめた際に、より振動応力に強い低圧タービンに取り換える計画を公表しております。今回その設計改良が完了しまし

たことから、今後原子力規制庁に、設計及び工事計画認可の届出を行う予定でございます。

次に3月10日、7号機ガスタービン発電機車からの油漏れについて、資料は23ページになります。昨年5月12日に発生しました7号機ガスタービン発電機車の燃料廃油受け（ドレンポット）から軽油が滴下した事象の原因と対策になります。

原因は改良工事などでガスタービンを長期間停止したことで、燃料ポンプ軸受け部の潤滑油が不足をし、同時に軸受け部が摩耗し、ドレンポットに必要以上の潤滑油が滴下したものと推定しました。尚、当該の燃料ポンプについては、昨年10月に交換してございます。

対策として、月1回のガスタービン発電機車の確認運転時にドレンポットに必要以上の潤滑油の滴下がないか確認して参ります。また、ガスタービンを長期間停止する場合は、月1回燃料ポンプの確認運転を行います。

次に、3月10日、保安規定対象記録の未保存について、資料は24ページとなります。2月10日に保安規定で保存期間が5年と定められている2017年度分の力量評価記録、これが一部のグループで保存されていないことが判明しました。今後、詳細調査を行い、再発防止の徹底を図ってまいります。

続いて3月10日、熱交換器建屋エリア屋外照明用自動点滅器の火災について、資料25ページとなります。こちらは、2月9日に公表した事案の続報になります。この事案を受けまして、発電所構内の同様の屋外照明用自動点滅器、約800個になりますが、こちらを点検しました。その結果、火災と判断されるものは確認されませんでした。

続いて3月10日、7号機タービン建屋大物搬入口エリア電動シャッターのモーター給電ケーブルの火災について、資料は25ページとなります。こちらは2月19日に公表した火災の続報になります。

発生の原因ですが、モーターのケーブル接続部の断線箇所から発熱をしてケーブルの被覆が焦げたものと推定しております。引き続き、この断線の原因について調査を進めて参ります。

また本件を受け、各号機の大物搬入口エリアの電動シャッターを点検し、異常がないことを確認しています。

次に3月29日、2022年度使用済燃料等の輸送計画について、及び同日の柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の2022年度号機間輸送計画について、資料は32ページからとなります。

これは本年度の使用済燃料の輸送計画ですが、こちらの予定はございません。また、号機間輸送の計画については現在未定となっております。

次に3月30日、執行役員人事及び同日の人事通知並びに同日の原子力改革の進捗状況について、資料は34ページからとなりますが、38ページの上段をお開きくださ

い。

昨年 11 月から、原子力・立地本部長兼発電所長の稲垣をサポートする本社スタッフ 16 名を、柏崎刈羽原子力発電所に配置しております。これに加え、本社・発電所の一体運営を強化するために本社の品質・安全、設備診断等の担当職員を中心に、この 16 名を入れた累計 70 名程度を柏崎市内に、準備が整い次第配置を致します。また、将来的に累計 300 名程度の発電所近傍への移転を計画しており、本年 9 月末を目途に、規模や時期等も含めて改めてお知らせしたいと考えております。

同 38 ページの下段をご覧くださいと思います。冒頭、稲垣からお話させていただきましたが、新たに当社 OB の福田俊彦を原子力・立地本部長に任用しまして、原子力部門の全体を総合的に指揮すると共に、併せて中部電力 OB の水谷良亮を発電所長補佐で招聘し、発電所の意識改革を推進して参ります。

また、核物質防護の専門家として、警察・自衛隊出身者などを含む約 30 人の人的リソースを順次増員することを考えております。まず、その先駆けとして、8 名程度の配置をしています。こういったことをする事で、核物質防護の体制強化を図って参りたいと考えております。その他、詳細については資料をご確認いただきたいと思っております。

次に 3 月 31 日、日本フェンオール株式会社による火災感知器及び中継器に関する不正行為について、資料は 43 ページをお開きください。

日本フェンオールが 2013 年 9 月から 2020 年 10 月に製造した火災感知器及び通信用の中継器について、不正な手段で型式適合検定に合格させていたということを公表しております。当社はこの報告を受け調査した結果、柏崎刈羽原子力発電所で計 3,595 個、この不正な手段で型式検定に合格していた製品が設置されていることを確認しています。日本フェンオールが性能検証を行った結果、当該設備に異常が発生しても自動的に異常が通知される機能が備わっていることから、機能・性能上の問題はないという報告を受けています。当社は日本フェンオールに対して早急な原因究明と対策を求めており、今後原子力発電所の品質をより向上させる取り組みを検討して参りたいと考えております。

次に 3 月 4 日から柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルスによる感染症患者の概要については 44 ページからとなり、別紙で本日夕方に公表した 4 月 13 日付けの資料もありますので、併せてご覧ください。前回定例会予定日となっていました 3 月 2 日から本日 4 月 13 日までに合計 178 名の感染者が発生しています。地域の皆様には大変なご心配をお掛けしております。引き続き、協力企業と一体となり感染拡大防止に取り組んで参りたいと考えております。

次に、その他及び福島の進捗状況に関する主な情報につきましては資料配付のみとさせていただきます。

続いて、1 月の地域の会でいただいたご質問について、三井田潤委員からは 7 号機

消火配管の申告案件に関する当社の抜き打ち検査について、また、高橋副会長からは中越沖地震時に確認された建屋のひびに関するその後の調査結果や管理状況について、という主旨だったと思いますので、それぞれ第二保全部長の宮田と土木・建築担当の大淵から回答させていただきたいと思います。

◎宮田第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

第二保全部長の宮田でございます。私から、三井田委員よりいただいたご質問について回答させていただきます。昨年12月24日に公表いたしました「6・7号機に関する申告内容を踏まえた調査結果及び今後の対応について」に関する当社の再発防止対策に対する抜き打ち検査について、ご質問をいただいたと思っております。当社は溶接箇所につきまして外観の確認、耐圧検査の際に、当社による全数の立会確認を予定しています。また、エネシスの再発防止対策が今回現場で確実に履行されていることのプロセスの確認について、全ての作業班に対し最初の溶接作業着手前に当社が確認することで考えています。このような取り組みを続けていきますので、引き続き安全を最優先として、再発防止対策を実行して参りたいと思っております。

ご回答は以上になります。

◎大淵土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

続きまして、土木・建築担当の大淵でございます。私からは、副会長の高橋様からいただいたご質問についてご回答させていただきます。

内容につきましては、中越沖地震で建屋にひび割れが発生している状況を、発電所の視察の中でご覧いただいておりますが、その後のひび割れの調査結果、あるいは管理状況についてどうなっているか、というご質問でございます。

まず、ひび割れの調査に関するご回答になります。通常は定期点検により建屋の健全性を確認しておりますが、中越沖地震後には臨時点検を実施しまして、建屋のひび割れの発生場所や、その形状、それから地震前の記録との比較を行いまして地震の影響であることを否定できないひび割れというものを抽出しました。この結果は第三者機関にもご確認をいただくと共に、中越沖地震後に再稼働した号機につきましては、原子力安全・保安院に調査報告書を提出いたしました。

尚、抽出されたひび割れは、社内マニュアルに規定された手順に基づき、ひび割れの内部にエポキシ樹脂を注入する方法等を用いて、全号機の補修を完了しております。

ご参考までに7号機ですが、耐震壁・補助壁等に約240箇所のひび割れを抽出しましたが、これらについて全数を補修し、平成21年2月に原子力安全・保安院に報告を行っております。

続いてひび割れの管理についてになります。先ほどもお伝えしましたが、建屋のひび割れは中越沖地震以前から定期検査で確認をしておりました。中越沖地震後は、地震の影響で生じたひび割れも対象にしながら、経過観測と補修を現在も適切に管理をしているところでございます。以上でひび割れに関する回答とさせていただきます。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

当社からの説明は以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。よろしく申し上げます。

まず、人事異動の関係で紹介させていただきます。3月1日付で副所長として岸川が着任しております。業務としては原子力防災官として主にオフサイトでの原子力防災を担当します。今後、こちらの地域の会にも参加させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、ご紹介ですが、我々が着ているユニフォームが今月から変更となり、黒いタイプになってございます。発電所の検査だとか、こういった場で着用します。

#### － 市の防災無線により中断 －

それでは、お手元にお配りした資料、「原子力規制庁の動き」に基づいて報告をいたします。

まず、原子力規制委員会の関係です。いくつか記載してございますが主なものを紹介します。2点ですが、1つ目が審査関係の最近の進捗と2つ目が追加検査の関係です。

1つ目の審査の関係ですが、一番上の3月23日の議題2のところ、標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議結果。こちらは既に許認可を通じて、基準地震動については策定されておりますが、新しく規制庁が開発した標準応答スペクトルの評価、これで行なっても特に変更はないというかたちで、我々としてもそれを認め、東京電力に通知を致しております。

4月6日の議題3で、最近の審査状況について報告がありましたが、柏崎刈羽原子力発電所では特重施設の関係の審査を実施してございますが、今、終盤ということであり、施設側の審査はすべて終了。あとは一部の地震動の関係の確認を残すのみ、というかたちになってございます。

あと、追加検査の関係については、3月30日と4月13日、本日の臨時会議の中で規制庁から委員会に報告をしてございます。追加検査に関しては、昨年10月に示した、いわゆるフェーズⅡの検査計画に基づき実施しているところでございます。今年2月までに終わる予定としていた検査項目については終わりました、その検査結果を、中間的にはなりますが、取りまとめを行っております。

まずは非公開の委員会で報告、議論をした上で公開の委員会での報告というかたちになります。今のところ具体的な日程は決定していませんが、公開の委員会はゴール

デンウィークの前、4月最終週くらいで準備しています。こういった中間報告が公表されれば、またそういったタイミングで適宜、私から説明したいと思います。

6・7号炉の審査状況ですが、審査会合、ヒアリングの実績は記載の通りです。3月7日、一番下のところに現地確認と書いてございますが、これは特重関係、審査チームが来て、これまで書類を見て確認していた施設であるとか現地で具体的にどのように設置されるか、そういったところの観点から確認していきます。

規制法令、通達に係る文書の関係ですけれども、先ほど東京電力からも説明ございましたが、低圧タービンの取替えを行う件、2008年のタービン損傷事象を踏まえた、改良した設計によるタービンということで、こちらの7号機の設計及び工事計画書について受理してございます。

その他については被規制者との面談の関係ですと、6号機の大物搬入建屋、杭の損傷に係る面談を3月9日に実施してございます。こちらの杭の損傷については、6号機の許認可、具体的にはその設計及び工事面の計画に係る審査において対応するというかたちにしており、現在は事業者との面談、ヒアリングという段階であり、今後は論点の整理を行った上で詳細は審査会合で議論、結果を取りまとめて委員会への報告という流れになっております。

先ほど東京電力からも話がございましたが、日本フェンオールの火災報知機の不適切品というので、4月6日に我々としても面談をしております。こちらについては、2～5号機のいわゆる既設の自動火災報知機については交換を実施すると聞いてございます。あと6・7号機について新規規制基準で要求される火災報知機についてはまだ日本フェンオールが原因調査を実施していることもあり、継続使用するか交換するかを東京電力が検討中なので、継続使用する場合は機能に問題ないことを説明する様に伝えております。

その他は、放射線モニタリング関係については記載のとおり、特にその測計値については特異なものはございませんでした。

あと特に資料には記載してございませんけど、先ほど東京電力からも報告がございましたが、3月17日に6号機そのディーゼル発電機が24時間運転している中でトラブルが発生しております。こちらについて、我々現場でも何回か確認してございますが、すぐに安全上問題があるというものではないものの、このディーゼル発電機は皆さんご存じのように長期停止中であっても機能が要求はされているもので、事故時に機能が要求されるものですから、我々も注視しております。当然、原因・究明とか再発防止について原子力規制検査でしっかりと確認していく予定です。私からは以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続いてエネ庁さん、お願いします。だいぶ時間が押しているポイントをお願いします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽事務所の関です。配付資料に基づいてご説明させていただきます。

1 ページ目ですけれども、ロシアがウクライナに侵攻したことにより、経済産業省として石油備蓄放出の対応をしております。3月10日、ウクライナ関係でエネルギー情勢について議論すべく、萩生田経済産業大臣がG7臨時エネルギー大臣会合に出席し、2ページ目のところですが、3月28日に2回目の会合が行われまして、参加しております。また、国際エネルギー機関のIEAの臨時閣僚会合にも参加しております。

3月冒頭に、石油備蓄放出を決めたのですが、4月にIEAの臨時閣僚会合で、追加の石油備蓄の協調放出に合意しております。

2 ページ目ですが、IAEA関係者が東京電力福島第一原子力発電所を視察し、ALPS処理水の分析を行うためのサンプルの採取に立ち合っております。

4 ページ目ですが、3月に東日本において電力需給がひっ迫したことから、その検証が行われております。電力・ガス基本政策小委員会で、2022年3月の電力需給ひっ迫に係る検証について報告と議論が行われていますのであとで改めてご説明致します。

また、3月28日に原子力小委員会が開催され、エネルギーを巡る社会動向と原子力の技術開発について報告と議論が行われております。ご紹介ということで説明は省かせていただきます。

続きまして、福井県で第3回共創会議が開かれております。

5 ページ目ですが、放射性廃棄物ワーキンググループが開催され、最終処分に関する最近の取組み、今後の対応課題について報告、議論が行われております。

次に、今度のご参考でウクライナ情勢の影響に関して簡単にご説明しますが、ウクライナ情勢を受け、欧州ではロシアからの天然ガス輸入を削減してエネルギー供給源の多角化を目指した検討を開始しております。また、皆さんの生活にも影響が出ておりますが、原油価格が急上昇しており、足元では今、1バレル110ドル前後で推移しています。コロナの関係で一時だいぶ価格が下がりましたが、コロナ後を見据えて価格が徐々に上がっていたのですが、2月のロシアのウクライナ侵攻を踏まえ、原油価格が急上昇しています。

さて、3月22日に東京電力、東北電力管内で電力需給がひっ迫した件です。一番目に大きな原因は3月16日の福島沖の地震により発電所が計画外の停止をして、地域間連携線の運用容量が低下したことです。そして2番目に、真冬並みの寒さで需要の大幅な増大があり、且つ悪天候で太陽光の出力が減少したこと。また、3番目に、冬の高需要期である1、2月が終了し、発電所の計画的な保守・点検に入っていたタイミングでした。需給ひっ迫への対応ですが、火力発電所の出力増加や他エリアからの電力融通等の対応や、需給ひっ迫警報を発令して節電の要請をさせていただきました。

22日の15時頃までは電力需要が高水準で推移し、停電するのではないかというようなニュースが流れていたかと思いますが、強力な節電要請の効果で15時以降、節電量が急速に拡大し、停電については回避することができました。

なお、最後のページの参考のところですが、3月22日の前日17時時点での想定最大需要電力4840万kwというのは、東日本大震災以降の3月の最大電力需要より100万kw超高い水準で、電力需要が増えている状況にあるということです。

簡単ではございますが以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いいたします。

◎金子課長（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県の原子力安全対策課の金子でございます。私、3月までは課長補佐という立場でございました。この4月から、課長という立場になりましたので引き続きよろしくお願い致します。

それでは、右肩に新潟県と表示している資料で説明させていただきます。

1「安全協定に基づく状況確認」、3点ともいずれも、新潟県と柏崎市さん、刈羽村さん3者で発電所を確認したというものとなります。

(1)、3月2日と3日、6号機の大物搬入建屋の杭の損傷につきまして説明を受け、現地を確認させていただきました。

続きまして(2)、3月9日、7号機タービン建屋大物搬入エリアで発生した火災につきまして調査の説明を受け、現地を確認させていただきました。

(3)、4月12日、これも先ほど東電さんの説明にもありましたように、1つ目に日本フェンオールさんの火災報知器の不正問題でございます。これにつきましても説明を受け、現場を確認させていただきました。もう一つも先ほどお話ありましたが、6号機非常用ディーゼル発電機の不具合の問題につきましても説明を受け、現場確認させていただきました。

2でございますが避難委員会でございます。3月14日、第21回避難委員会を開催し、被ばくに関する考え方等につきまして確認させていただきました。

3は技術委員会でございます。3月25日、令和3年度第5回技術委員会を開催し、6・7号機の配管溶接施工に関する申告案件という問題と6号機大物搬入建屋の杭の損傷問題につきまして議論をさせていただきました。

この技術委員会におきまして、先ほど1番の(1)杭の損傷の確認。私共、職員でしましたけれども、技術委員会の先生方で、県内在住の都合のつく方お二方からも見ていただき、この技術委員会におきましてはその報告があったというところがございます。

最後に4、いわゆる周辺環境監視評価会議でございます。3月29日、第76回の評価会議を開催し、私共県と東電さんの放射線の調査計画及び温排水の影響を把握する

調査計画を確認させていただきました。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の金子でございます。資料に基づき説明させていただきます。

1. 安全協定に基づく臨時の状況確認ですが、柏崎市としては3月3日に状況確認を実施しております。

2. 安定ヨウ素剤事前配布説明会。3月6日に新潟県、刈羽村と共同で、刈羽村生涯学習センターラピカを会場にPAZ 在住者を対象とした事前配布説明会を開催しました。今回、市の40歳未満の配布者は、事前配布説明会で17人、郵送配布155人、令和3年度、2021年度の薬局配布86人を加えますと40歳未満の配布者累計は3055人。配布率は67.8%となっております。

3. 安全協定に基づく月例状況確認を3月9日に実施しております。

4. 第21回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会が3月14日にあり、こちらを傍聴しております。

5. 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会が3月25日に開催されております。

6. 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議第76回定例会ですが、資料に3月30日となっておりますが、正しくは3月29日ですので訂正をお願い致します。

説明については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。最後に、刈羽村さんお願いします。

◎高橋課長補佐（刈羽村・総務課）

刈羽村の高橋でございます。刈羽村からは資料、両面の1枚物を用意させていただきました。大変申し訳ございません、資料にパンチ穴をあけてなくて申し訳ございません。

前回定例会以降の動きでございますが、3月2日に安全協定に基づき状況確認を実施しております。6日、安定ヨウ素剤配布事前説明会を実施。同月9日と4月12日に月例状況確認を実施しております。また、3月14日に検証委員会。25日、技術委員会を傍聴しております。29日に評価会議に出席しております。以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。時間がだいぶ迫っているのですが、質疑応答に入ります。質疑のある方は挙手の上、ご指名させていただきますのでご発言をお願いします。

高橋副会長お願いします。

◎高橋委員

東京電力さん、前回の私の質問にお答えいただきまして大変ありがとうございました。

た。あの当時、私は東京電力さんとか、国の皆さんとやり取り、いろいろさせてもらったり、中もこれに限らず、いろんなところ見させていただける、そういう立場にあったのですが、あの当時、90cmの壁に貫通のひびが入ったということに関しては、新聞にもだいぶ書いてあったような記憶があるのですが、今回の6号機の杭の問題と建屋のコンクリートの壁との問題はちょっと違うと思うのです。一般の市民の方々は、覚えている人は結構覚えているんですね。やっぱり、あなたたちが言ったように今頃出てきたんじゃないかという言い方をされる方もあるわけですし、今でも東京電力さんは信頼とか信用とか、そういうふうなことを一生懸命努力されているんですが、結局、エポキシ樹脂を塗りこんで、そしてペンキを塗ってそれで終わりじゃないか、なんて私も当時は結構悪口を言わせてもらったのですが、まだ一般の市民の方もそういう思いの方がおられるんですが、わざわざ壊してみるというのは、それは無理としても、非破壊検査みたいなもので検査ができるのか。やっぱり大丈夫でしたよということを市民・村民に伝える方法があるのか、ないのか。なければ、大丈夫なんだ、という説明を11年ほど経っていますけれどもやはり必要かなと思うんです。お答え出来たらお願いします。

◎三宮議長

東京電力さん、お願いします。

◎大淵土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の土木・建築担当大淵でございます。高橋様、ご質問ありがとうございます。私共が行ってきました内容ですが、中越沖地震によって発生したひび割れ等の確認や発生する場所等を、まず明確にスケッチ等で残し、その発生したひび割れの出方や既往の色々な文献等をみて、原子力安全・保安院の中のワーキングの中でその解明を説明させていただきました。

結果として4プラントにつきまして再稼働したわけですが、当時の確認等については一通り必要なことをしてきたものと思っております。

それから、高橋様が震災直後にご覧いただいた場所は、おそらく5号機のタービン建屋のほうに入られたのではないかと思います。こういったところの出入り口の扉を開けて表・裏を見ると同じ傾向が出ていることを、弊社の中でも確認しており、そういった部分につきまして国のご指摘もいただき、しっかり見ております。

当該の場所につきましては、非破壊検査というお話がございましたが、ひび割れがどの深さまであるか、まさに非破壊検査をしており、貫通ということも確認しています。

エポキシ樹脂の補修方法については、日本建築学会等、色々な補修方法の指針に則って行われています。片側から埋めて、中に樹脂を盛って裏側からきちっと出てくる充填された状況も確認しております。補修方法については適切に行ったものと考えています。こういったことをしっかりと行っていることについては、今後も透明性の確

保のために、都度ご質問いただければお答えしていく姿勢で取り組みたいと思います。私からは以上でございます。

◎高橋委員

ありがとうございました。

◎三宮議長

ありがとうございました。他にある方。宮崎委員どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。東京電力にお願いします。コロナの感染のことについてお願いします。前にもコロナ感染が広がった時にも質問して話したけれども、市民としてはどうして東京電力に連続して、しかも多数の人が感染しているんだろうか。市内だと企業があちこちあったり、いろんな施設がバラバラなんですけど東京電力という一つのまとまった企業の中でどうしてこれだけたくさん出続けるのだろうかという疑問があります。その原因などを、どう見ておられるのかお聞かせいただきたいというのが1つです。

2つ目は、これは前から心配していました通り、中央制御室等の運転員の方の感染というのはどのような状態になっているのか。前に、私の記憶では1人間違いなくおられたし、その後あったのかどうかちょっとわかりませんが、わからない広がりというのは非常に心配になりますので、その運転員の方の感染状況等お聞かせになりたい。また、その方々のように広がるようなことがあったら大変だと思うので、特別な対策がされているんじゃないかと思っておりますが、そういう方々への特別な対策というのはあるのか、ないのか。あるようであれば、他の部門にも広げていただいて、この感染を広げないようにしていただけたらなと思って期待もして聞いているところで。この2つをお願いします。

◎三宮議長

東京電力さん、お願いします。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の櫻井でございます。まず、1点目のコロナの感染原因ですが、こちらについては、市中であつたり職場であつたり接触した方からの感染ということが分かっておりますが、なぜというところは、そこまでということをご理解いただきたい。

発電所という一括りでご覧いただくと、先ほど申し上げた通り約1カ月間の間に178名の感染者が出ておりますが、事業者等々で見ると点在して発生しているというのが実情です。従って、現時点としては保健所様からのクラスターの指定等は受けてないという状況でございます。

運転員の感染者数については、私が正確な数字を覚えていないため、次回改めて報告いたしますが、宮崎委員の仰った1名の他にも罹患者が発生していたと思っております。正確な数字は後日報告させていただきたい。

運転員の特別な対策としては、通勤経路を隔離して出社をするということを行っています。それを今、継続をしているということです。また、そういったところを他の協力企業や手前共の社員に広げられないかということや、感染状況を踏まえたその追加の対策については、取り組んでいる内容を徹底していくということです。加えて、そういった追加の対策ができないかということについても、検討して参りたいと考えております。簡単ですが以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。時間が 20 分過ぎているので、ここで一度切らせていただきます。今回の質疑応答ある方はお手数でも、書面で次回運営委員会までに質問状をご提出していただければと思います。申し訳ありませんがよろしく申し上げます。それでは休憩に入ります。換気をします所以この時計で半から開始いたします。7時半からです。よろしく申し上げます。

— 休憩 —

◎三宮議長

それでは会議を再開させていただきます。

議題 2 としまして、本日は内閣府の志村地域原子力防災推進官、是安専門官からご出席をいただいております。これから地域原子力防災協議会及び作業部会の概要について説明をいただき、その後、質疑応答を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、内閣府様お願いいたします。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

畏まりました。皆さんこんばんは。ただ今、ご紹介いただきました、内閣府の志村と申します。本日はよろしくお願ひいたします。またこのような説明の機会をいただき、誠にありがとうございます。

実は先ほど議長からご説明いただきました通り、皆様から、事務局からご要請いただきましたテーマについては、「地域原子力防災協議会及び作業部会」についての概要、というテーマでお話いただきたいというご要請をいただいております。実際、2年弱前の令和元年12月に、第198回定例会におきまして、私の前任である水野から、このテーマでお話をさせていただいております。前回から時間を経て、地域の会の委員をはじめとする関係者の交代が私も含め、あった事かと存じます。つきましては、テーマのスコップを広げて、改めて原子力防災対策、そして地域原子力防災協議会等について、ご説明させていただきたいと存じます。ついては、特に再任委員の皆様におかれましては既にお聞き及び、そしてご承知の内容も多いかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

それでは内容に入りたいと思います。1枚おめくり下さい。原子力防災対策でござ

います。本日、説明大きく2つございます。前半が原子力防災対策、後半が地域原子力防災協議会と緊急時対応についてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。内閣府原子力防災担当の役割というページでございます。改めて、我々は何者なのか、ということでございます。

内閣府地域原子力防災担当の役割は、平時から緊急時まで一貫してオフサイトの原子力災害対策に対応することでございます。この原子力防災対策を行う国の機関につきましては、内閣府に加えて、原子力規制委員会がございます。我々の役割はこの原子力規制委員会との比較において考えていただけると理解しやすいのではないかと思います。まず、内閣府は、オフサイトにおける住民避難を始めとする防護措置を担当いたします。原子力規制委員会は、この環境省に設置された三条委員会というものでございます。三条委員会として科学的・技術的見地から、主にオンサイトの安全規制を担当します。実際この防護措置の対策を、実施を行うのは、オフサイトにおきましては警察・消防等の実働組織、そして国、自治体職員、民間事業者などの対応要員が行います。そして、オンサイトにおきましては、原子力発電所内の事故対応は主に電力事業者が行うということでございます。

このオンサイト、オフサイトの別ということで内閣府、原子力規制委員会という大まかに理解いただければと思うのですが、例外もございます。このアスタリスクがございすけれども、この防護措置の基本的考え方につきましては、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針、これに基づいて行うということでございます。我々の活動方針はこの原子力規制委員会が作る災害対策指針に基づいて行っているということをご理解ください。

また、原子力規制委員会の例外でございますが、オフサイトに関しても、このモニタリング、いわゆる放射能測定等については、原子力規制委員会が実施いたします。

さらにこの比較でのキーワードを申し上げたいと思うのですが、内閣府の業務というのは、要すれば調整業務、総合調整、コーディネーター、ということになるかと思っております。これを法律的な言葉で申し上げますと、内閣府設置法第4条第3項という条文があるんですけども、読み上げますと、「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」ということでございます。その中身の一つとして、「原子力災害に対する対策に関すること」ということも大切になります。つまり我々は、国、そして自治体、そして規制庁を始めとする関係省庁を始めとする関係者全体を取りまとめて、コーディネートをするということが主な役割とご理解ください。

一方、原子力規制委員会は何かということ、この三条委員会ということになります。何の三条かと言われると、いわゆる国家行政組織法というのがございまして、この国家行政組織法第三条の別表に書いてあるこの組織というのはですね、府省の大臣からですね、指揮や監督を受けないで独立して権限を行使することができる、合議制の機

関なのです。ですから、環境省に設置されていると言ってもですね、原子力規制委員会の一番の幹部というのは、実は委員長ということでございまして、環境大臣ではございません。なぜならば、この専門的技術的な事項について科学的、客観的な判断を行うためでございます。すなわち安全性を守るためには、時の政権の政策等の影響を受けずに、あくまでも専門的・技術的な事項について科学的・客観的な判断を行うために、このような三条委員会という高い独立性をもって担保するということをご理解ください。

この高い独立性を持ちつつ、この原子力規制委員会はこの防護措置の考え方についても規定していて、我々もそれに基づいて防護措置を行っているのご理解いただければと思います。

次のページをご覧ください。我々、内閣府は平時、そして緊急時においてこの原子力防災に関する仕事をしているわけですが、特に自治体の皆様との関係で申し上げますと、この3ページ目の真ん中あたりに、「内閣府（原子力防災担当）」と書いてございますが、上にこの「支援」という矢印が出ております。この県・市町村に対して我々はご支援申し上げるというのが、平時の仕事の1つということになってございます。そこを解説させていただきますと、この県・市町村の原子力防災のための役割ということでございますが、まず、災害対策基本法という法律がございます。これに基づいて都道府県は「都道府県防災会議」というものを設置しなければなりません。そして、都道府県防災会議というものは「都道府県地域防災計画」というものを作成し、必要に応じて修正しなければならないと規定している条文がございます。

同様に、市町村は「市町村防災会議」というものを設置し、同会には「市町村地域防災計画」を必要に応じて作成して、必要に応じて修正しなければならないという条文がございます。

このように、県・市町村というのはそれぞれ専門の会議の中で、防災計画を作るそもそもの義務があったわけですが、福島第一原子力発電所事故以降は、新たにこの原子力災害対策指針が策定されて以降、原子力災害に対する地域防災計画、そして避難計画を作るという新たな義務が発生いたしました。

ただし全ての自治体というわけではなく、発電所から30km圏内に含まれる21の道府県及び135の市町村ではこの災害対策基本法、そして原子力災害対策特別措置法に基づいて、地域防災計画と避難計画を作成するということになっております。実際にはですね、ホームページ等を拝見いたしますと、大体、「地域防災計画（原子力災害対策編）」であるとか、「地域防災計画（震災編）」、「（風水害編）」などいろいろなものがあるのですが、その中の一つとして、3.11以降は、原子力災害対策編というものを作る新たな義務が発生したというものでございます。

この防災というものは、原子力防災と一般災害に対する防災とで、共通項もたくさんございます。例えば、情報連絡であるとか、住民等の屋内退避・避難。そして、被

災者の生活に対する支援などは一般防災との共通事項でございます。その一方で、この原子力防災特有の事項というのがあります。例えば放射性物質は五感で存在を感じられないわけですので、放射線に関する知識と理解というものが必要とあります。目に見えないため被ばくといっても、それがどういう意味を指すのか。実は被ばくといっても我々も日常から被ばくしているわけですよ。ふつうに暮らしていても、それぞれ世界の土地土地によって、被ばくの程度は違いますが大体、年間2.4μシーベルトは日常生活をする上で被ばくをしているわけでございます。しかしながら、この一定水準以降の被ばくをしてしまうと、具体的には100<sup>3</sup>mSv以上、上回ると健康リスクといったものが統計的に高まってくるといったようなデータが出ております。このような放射能に関する知識と理解というのも必要でありそして、それを踏まえ原子力に関する専門的な知識を有する機関の役割が大きいなどが特徴でございます。

このことを踏まえて、新しく作成義務が発生いたしました原子力災害に対する地域防災計画に対して内閣府がハードとソフト、いわゆるアドバイスであるとか、さらには財政面の支援といった両面での支援を行っていくというのが、平時の内閣府の職務ということになっております。

次のページをご覧ください。さらには、他には何をやっているのかという話ですが、その「平時・緊急時における原子力防災対策」ということで、これは国全体の組織図でございます。常設されております「原子力防災会議」という会議がございます。これは、「原子力緊急事態宣言」が発令された場合には、「原子力災害対策本部」に衣替えをすることになっております。

この会の構成メンバーを見ていただきますと、議長・本部長、それぞれ内閣総理大臣が就いております。そのほか、全ての国務大臣、副大臣、政務官、内閣危機管理監などということで政府全体が対応に当たるわけでございます。実際に調整を行うのは事務局でございます。原子力防災会議の事務局は、事務局長は環境大臣。そして、原子力災害対策本部の事務局長が内閣府政策統括官（原子力防災担当）となっております。

このように、内閣府原子力防災は、平時、そして緊急時に一貫して原子力防災に対応するわけでございます。少し余談になりますが、実は私、辞令を3枚持っています。それは、「平時」用が2枚、そして「緊急時」用が1枚です。平時の2枚中の1枚は何かというと、先ほど申し上げました「地域原子力防災推進官」の肩書でございます。これはいわゆる平時の名刺、辞令でございます。さらには平時のもう1枚は、この「原子力防災会議」事務局といった辞令です。緊急時におきましては、現地対策本部の住民安全班、といったよ辞令をいただいております。ということで、我々については平時から緊急時まで、それぞれの役割を担っているというようにご理解いただければと思います。

次のページをご覧ください。こちらが「原子力緊急事態時の危機管理体制」という

こととございます。この体制でございますが、やはり福島第一原子力発電所事故の教訓というのは活かされております。各種対策の意思決定の不明確さ、といったもの指摘されていまして、それを踏まえてこの体制というのが規定されました。

先ほどご説明いたしました、原子力災害対策本部が総理官邸に設置されると共に、原子力規制庁には緊急時対応センター・ERC が、そして、原子力事業者本店には、原子力施設事態即応センターが、オフサイトセンターには、現地対策本部が、原子力利用省庁、いわゆるエネ庁さんには、原子力被災者支援チームが設置されます。そして、こちらが連携して事故収束と住民への防護措置にあたることになっております。

内閣府職員は、官邸チーム、ERC チーム、OFC、原子力被災者支援チーム、いわゆる赤い丸囲いに配置されます。私の場合は OFC におりますが、それぞれの立場に分かれて日々、研修・訓練といった研鑽を積んでいるというところでございます。

次のページをご覧ください。「令和3年度原子力防災訓練の概要」でございます。研鑽をどのように積むのかというところでございますけれども、各自治体、県、市、町、村の中でも一般防災や原子力防災の訓練をやっておりますけれども、国も主催者の一人としての名を連ねる訓練が「原子力総合防災訓練」というものでございます。これは原則、大体年に1回行っているもので、昨年度は今年の2月10日から12日の3日間にかけて、宮城県の女川地域で実施をしました。この目的としては、まずは国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認いたしました。そして、この原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認です。そして、「女川地域の緊急時対応」こちらは令和2年6月に改訂されておりますが、こちらに定められた避難計画の検証、そして、このような訓練を行った上で教訓事項を通じて、さらなる緊急時対応等の改定の検討ということでございます。

そして、これを通じてやはり大きいのは、要員の技能の習熟。それに加えて、原子力防災に関する住民の理解を促進といったことを目的といたしました。

この2月10日から12日の3日間ですが、非常にコロナがまん延していた時期でございます。実は、令和2年度の原子力総合防災訓練は、コロナのまん延防止のため中止となりました。今年2月ですが、やはりコロナという条件があっても、原子力災害はいつ起きるかわからないということで、万全のコロナ対策を行って実施したというところがございます。一番下に書いておりますが、「訓練実施上の新型コロナウイルス感染症対応への留意」というところで、私も参加しましたが、毎日体温を測って報告し、PCR検査を受け、現地へ行ってからも毎日抗原・抗体検査を行って訓練に参加しております。そしてまた、要員同士の距離も空けて、人数が少なくても対応できるか等といったことを検証したところがございます。

この訓練でございますが、要員は128機関で大体2,200人が参加いたしました。住民ですが、この新型コロナウイルス感染症の最中ということもあり、本当はこの住民の理解を促進するといったことも大きな目的の1つだったのですが、残念ながら実際

の住民の参加は断念し、自治体の職員が住民役を担っていただき避難等の訓練をしたということでございます。

次のページをご覧ください。ここは参考でございます。この防護措置の基本的考え方は原子力規制委員会の策定する原子力災害対策指針に基づくということを申し上げましたが、どのような基本的な考え方といったことのポイントを示したのか、参考の3枚というところでございます。この考え方は他の資料によってもご覧になっている方も多いのではないかと思いますので、この考え方の背景についてご説明したいと思います。

そもそもこの原子力災害対策指針というのは、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定されたものでございます。

ではこの原子力災害対応について、どのような教訓を踏まえて策定されたかということですが、こちらは田中前原子力規制委員会委員長の説明資料を引用させていただきますと、1つは「無理で無計画な避難に伴って多数の犠牲者を出した」ということです。皆一斉に避難したのですが、その途中で亡くなられた方が多かったわけです。多数というといまいなので数字を申し上げますと、国会事故調のデータによりますと、平成23年3月末までに避難に伴う犠牲者、これは少なくとも60人いるということでございます。福島県の発表でございますが、4月末までの犠牲者は150人ということ。復興庁の資料では震災関連死の死者数は、福島県では事故から5年で2,000人以上いたということなのです。

つまりこのような避難をしたということに伴い、避難が「無理で無計画」であったということで、このような多数の犠牲者を出してしまいました。一方で、田中前委員長は「放射性被ばくによる確定的な健康影響は認められていない」という教訓も指摘しております。

これも福島県の県民健康調査ですが、住民46万3千人に事故後4カ月間の外部被ばく積算実効線量を測定としたところなのですが、住民の99.8%は5<sup>micro</sup>Sv未満ということでした。

先ほど私も被ばくによる健康被害については100<sup>micro</sup>Svより高い線量では、がんのリスクなど健康影響を及ぼす可能性があるとして申し上げましたが、結局、福島第一原子力発電所事故では、5<sup>micro</sup>Sv未満がほとんどの方だったということが示されております。

避難については、このようなことを踏まえ、EALと書いてございますが、原子力施設の状態に基づき、三段階による段階的な避難を計画的に行うことを規定しております。

またこの被ばく線量というのも、これはゼロ被ばくということは無理ですから、ゼロ被ばくではなく、あくまでも住民のこの被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするというところでございます。これを改めてこの指針の言葉を引きますと、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としな

い健康への影響を抑えるといったことがこの放射線被ばくに対する基本的な考え方でありそれを踏まえて策定されたのがこの方針です。1 つは、「原子力災害対策重点区域」として 30 km圏内を設定し、これを PAZ と UPZ に分け、それぞれの対応について決めました。この PAZ につきましては、EAL に基づく段階的な避難を行う。そして、放射性物質の放出後はこの OIL というモニタリング結果に基づいた防護措置を講じるような計画を事前に策定し、それを実行していくというかたちが原子力災害対策指針でございます。

続きまして 10 ページ目をご覧ください。この被ばくを防ぐためにはどのようなものがあるか、その一つですけれども、屋内退避施設等に放射線防護対策工事を行うというものがその対応の一つでございます。例えば、陽圧化工事を行う、地下貯蔵地の燃料タンクを整備する、気密性を確保する、差圧計を設置する。そして、非常用発電設備、燃料小出槽を設置するといったようなものが挙げられます。

このような設備は柏崎市にもたくさんあり、その 1 つの例として柏崎原子力広報センターもこの放射線防護対策工事が行われているということでございますので、もしご希望の方は、事務局長にご相談いただき、ご覧いただければと思っております。

続きまして 11 ページをご覧ください。内閣府のコアミッションというものでございます。昨年 8 月 31 日に我々が発表したものでございます。我々の業務を改めて規定したもので「原子力災害対応の実効性向上に向けた取り組みに重点化」していくと挙げさせていただきました。昨年 11 月の情報共有会議で統括官の荒木から発言した言葉を引用させていただきますと、「対応要員の対応力向上」、そして「住民の理解促進」、この 2 つが両輪となって進むことによって初めて実効性が向上されるということでございます。いくら対応要員が対応力を向上させるため訓練を重ねたとしても、この住民の理解が進まないと、先ほど福島第一原子力発電所事故の教訓にありました、「無理で無計画な避難」になってしまい、また犠牲者が発生するかもしれない、ということでございます。ついては、例えば住民の方々にどうやって屋内退避の有効性をご理解いただくか、これからの我々にとっての重要なミッションということになると思っております。

繰り返しになりますが、原子力災害の難しさというのは、危機が目に見えないということがあると思います。そこに対して我々はどのようにしたらよいか、まず大事なことは住民の生命、健康、財産を守ることが、共通の目的だと思いますが、やはりどうしても人間としては、事故が起きたら、放射性物質が出たといったら避難したくなるというのは人間の心理上、仕方ないと思います。しかしながら、ちゃんと放射性物質の特性を理解して、正しく恐れることがやはり、この安全を守るという意味では大事なことでありますし、そのためにはやはり皆、それぞれ正しく理解していれば安心だといったことを促進する取り組みが我々は非常に大事だなと思っております。

続きまして 12 ページをご覧ください。このようにコアミッションに基づき予算要求をして仕事をもっているわけですが、これが予算規模でございます。当初予算ということで毎年要求している予算というのは大体 120 億円。今年度は 123 億円。また、補正予算というのが組まれることもあります。その時に要求している予算が 38 億円。大体合わせて年間で 160 億円くらいの予算を、内閣府原子力防災は持っているということでございます。

その次のページから見ていただきますと、それぞれどんな事業があるかというものです。こちらはお時間がある時に見ていただければと思いますが、例えばこの原子力発電施設等緊急時安全対策交付金といった原子力防災に関するハード・ソフト面での支援を行っておりますし、また、避難円滑化モデル実証事業といったもの。そして、この研究事業。そして原子力災害対策事業費補助といったものがございます。16 ページだけ例を申し上げますと、放射性防護対策施設等の工事についてはこの補助金が充てられており、この柏崎原子力広報センターの防護工事につきましても平成 25 年度に行っているということでございます。

こういったものに予算を使っていきながら我々は地域防災計画の充実・強化を図っていきたいというものでございます。

続きまして 17 ページ、後半に入ります。「地域原子力防災協議会と緊急時対応」についてご説明申し上げます。

18 ページをご覧ください。そもそも「地域原子力防災協議会」とは一体何か。実はこの内閣府原子力防災が発足したのは平成 26 年 10 月 14 日ですが、内閣府として最初にこの「地域防災計画・避難計画」の充実化を支援するといったことが決まったのは平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議であります。

内閣府は、原子力発電所の所在する地域ごとにワーキングチームを設置して、そして関係省庁と共に、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援するということが決まりました。これを具体化するために設けられたのが「原子力防災協議会」でございます。この上記の決定に基づいて、内閣政策統括官、原子力防災担当が、この地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置いたしました。

この協議会というのは 13 地域に設置しております。基本構成員というのは、この内閣府の政策統括官、そして各省庁の審議官クラス、道府県の副知事クラス。そして地域ごとの課題別に応じて実働省庁の方も入るなど、柔軟に設定しているわけでございます。

そして協議会本体というのはハイレベルで構成されており、なかなか頻繁に集まらないものですから、協議会ごとにこれを補佐するための作業部会といったものを設置しております。例えば、この私であるとかですね、道府県職とか、厚労省、そして国

交省、実働省庁、原子力規制庁、関係機関の各担当者、それでまた地域ごとの課題別によってメンバーを柔軟に設定しているといったものでございます。

我々は、この協議会を開催した際には、議事録、議事要旨を作成・公表をしております。この平成27年3月20日付けの規定では、この協議会本体の議事要旨を作成・公表といったことを決めているわけでございますけれども、現在は作業部会の内容についても議事要旨や使った資料もすべて公表していますので、是非とも皆様ご覧いただければと思います。

続きまして19ページをご覧ください。これは先ほどの資料の再掲になります。3ページ目では、この真ん中から左側を説明させていただきました。そして、この作業部会、そして地域原子力防災協議会というのは右側になっています。我々内閣府は先ほど「取りまとめ機関」と申しあげましたけれども、この地域原子力防災協議会の事務局を務めるのも我々でございます。そしてこの地域原子力防災協議会では、当該地域の「緊急時対応」といったものを取りまとめ、この「緊急時対応」が原子力災害対策指針などに照らして、具体的且つ合理的であることを確認するといったものでございます。これで確認されたものが、原子力防災会議に諮られまして、そして了承されるといったステップを踏むというものでございます。では、この「緊急時対応」といったものは何かということの説明したのが10ページでございます。

この「緊急時対応」というものは、どういうことが決められているのか、とご疑問を持った方もいるかもしれませんが、要すれば関係自治体で作っている地域防災計画、原子力災害対策編、そして避難計画をとりまとめたものをご理解ください。災害対策基本法に基づきまして各道府県・市町村は地域防災計画を作成し、関係自治体はその原子力災害対策編も作っているわけですが、それぞれの内容というのは、自治体ごとに作っているものがございますので、もし事故が発生した場合、各地域防災計画が有機的に連携するかどうか、わからないわけです。柏崎刈羽地域につきましては新潟県という1つの県内に収まっているわけでございますが、他の地域ではそうではなく複数の県にまたがっている地域もございます。例えば、美浜地域を例に挙げますと、30km圏内には福井県に加え滋賀県、岐阜県があり、それぞれ地域防災計画を作っているわけでありまして、3県の地域防災計画について横串を指し、ちゃんと連携をしているかどうかについて確認をする必要がある。一覧で見られるようにした上で、具体的に確認をする必要があるということでございます。

さらには、この地域防災計画を織り交ぜるといったものに加えて、実際もし緊急事態になった場合には、実働省庁が当然動くようなことがございますし、また、緊急時の物資について、関係省庁、例えば、コンビニに食料をどう運ぶんだとなると、経産省となりますし、また農林水産省のところありますし、また燃料はどうするのかといった場合には、実際福島の第一原子力発電所事故の時も資源エネルギー庁が石油の流通といったものを行ったわけでございますが、そういう国の関係省庁であるとか実働

組織。さらには指定公共機関といったマニュアルを全て集約し、13 の地域ごとに緊急時における行動をまとめたものが「緊急時対応」でございます。

先ほど内閣府の仕事は調整、総合調整といいましたが、例えばこれが総合調整の例と思っております。新しいことを決めるというよりは、皆様の、県・市町村が作った地域防災計画をそれぞれ地域ごとに取りまとめ、横串を指し、連携しているか、具体化できているか確認する。そのお手伝いをしていくというのが内閣府でございます。

21 ページ目をご覧ください。「緊急時対応」の一般的な構成でございます。「緊急時対応」は川内地域を皮切りに、今9地域、出てきておりますので、既に公開されたものを見ていただければイメージが湧くのではないかなと思いますが、これがいわゆる目次でございます。「当該地域の概要」、「緊急事態における応急体制」、「PAZ 内の施設敷地緊急事態における対応」、「PAZ 内の全面緊急事態における対応」、「UPZ 内における対応」、そして、7 ポツ以降が国に関するものになりますが、「放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制」、「緊急時モニタリングの実施体制」、「災害医療」、「実働組織」といったような構成です。PAZ であれば、その実際の地域防災計画に横串を指し、そして国の対応というのをまた追加していくといったものが「緊急時対応」といったものでございます。

ひな型もございまして、平成27年4月3日には「緊急時対応の確認項目」というものを発表しております。最初に来ました川内地域の「緊急時対応」というものや、その後行われた原子力総合防災訓練における教訓といったものを踏まえて、今後の「緊急時対応」でチェックするポイントを決め、ひな形を作り、こういうことに基づいて緊急時対応をまとめていくといったものでございます。地域によって差はありますが、大体150ページから180ページくらいの大部にわたる内容でございます。この内容も年月を重ねるに従い厚くなっています。この具体化・充実化を図るに従って、だんだん新しい課題を追加していったり、さらに具体化していったりというところで増加する方向にあります。このように、誰が、いつ、どこからどこへ、どのように避難するかといったことを、地域全体としてまとめたのが「緊急時対応」というものです。

22 ページをご覧ください。現在までの取りまとめ状況でございます。この黄色くなっているところが既に取りまとまっている地域でございます。最近取りまとめたのが、島根地域で令和3年7月に取りまとめております。

注目していただきたいのは、この「緊急時対応」というものは、一回作ったら終わりではないというものでございます。何回も改定されております。だから一番多く改定されている地域として伊方地域をご覧ください。最初に作ってから3回改訂されています。何が言いたいかというと、これ1回作ったら終わりではないです。つまり、「緊急時対応」すなわち、避難計画・防災計画に終わりはないのです。常に新しい課題が出てくる。それにどう対応するのか。そしてまた新しい知見が出てくる、新しい

技術が出てくる。こういったものをどんどん反映していった結果、何回も改定をしていって、そして実効性を確認し、また新しい課題が出れば、それを反映して改定していくというステップを踏んでおります。

どのようなことを例にして改定したかということを示すと、伊方地域では平成31年2月に避難道路の監視にドローンを使うという内容を盛り込みました。なぜドローンを使うかということですが、伊方発電所というのは佐田岬という半島にあり、半島の真ん中に発電所があります。PAZの5km圏内の先には半島の先があります。そこが一番細い道になっているので、状況が分かりにくいという特徴があります。また離島などもありますので、避難状況を確認するためには、無人のドローンを飛ばして、その情報を仕分けするといった仕組みを取り入れました。他にもいろんな改定事項があるのですが、今回、この新しい技術を取り込んだことを踏まえて、改定に至りました。

さらに令和2年12月の改定は新型コロナウイルス対応でございます。マスクをするであるとか、人との距離を守るといったようなことが盛り込まれた改定となっております。

改定では、それぞれ現場から挙がってきた課題を、どう解決するかといったものを、地域ごとで合意を取り盛り込んだものもあれば、また新しい課題に対して全国統一的に開始していったものもあると、いうパターンがあるということをご理解いただきたいと思っております。

次のページをご覧ください。計画の策定に関する共通課題といったものでございます。これは各地域での共通の課題です。作れば作るほどだんだん細かくなってきますし、また、誰が逃げるか、といったことにつきましても、また時間が経てばその対象者が変わってくる。対象人口も変わってくる。なかなかこれは、厳密に決めていくというのは非常に時間がかかるというのでございますが、地域ではこれらの課題をできる限り解決して、関係自治体の地域防災計画・避難計画に盛り込んで、それをさらにフィードバックして、「緊急時対応」にさらに反映するといったようなステップを踏んでいると、いうところでございます。

24ページをご覧ください。柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会でございます。この柏崎刈羽地域の地域防災計画・避難計画の充実・強化に向けて、我々内閣府が事務局になり、柏崎刈羽地域原子力協議会の枠組みの下、同協議会作業部会において、関係自治体と一体になって検討を重ねております。

メンバーでございます。新潟県、柏崎市、刈羽村、陸上自衛隊、海上保安庁、経済産業省、原子力規制庁、内閣府（原子力防災担当）。オブザーバーとして、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町、東京電力ホールディングス、といったもので、議題によってメンバー、オブザーバーが追加されるというものでございます。このメンバーでこれまで、検討を重ねて参りました。

最後になります。25 ページをご覧ください。こちらが作業部会の開催実績でございます。いつ、どのような内容をもって作業部会が開催されたことが書いてございます。この開催内容ですが、そもそも緊急時対応自体は、これまでも申しました通り、この地域防災計画に関する取りまとめのものと申し上げましたけれども、やはり具体化していくためには、この共通課題を解決する必要があるということでございます。こういった声について、国の最新の状況であるとか、直近ですと、新型コロナウイルス感染症の影響における原子力災害の対応についてであるとか、原子力災害と自然災害の複合災害についての考え方であるとか、こういったものを皆様にお諮りして議論をしていく作業を行っております。

こういったところで我々としては、現場から挙がってきた実態・課題といったものを吸い上げて、そして各地域で共通する課題というのはこういうものがあるのではないかと、共通となる解決方法としてはこういうことがあるのではないかとといったものを提案・反映した資料を作り、また皆様にお諮りして、それをまた具体的に落とし込んでいくという作業、そして具体的な現場の課題を抽象化して解決する方策を策定し、必要に応じて原子力災害対策指針に反映していくといったような作業、「具体化」と「抽象化」を常に行き来しながら、地域防災計画の充実・強化を図っているとご理解いただければと思います。

本日は細かい説明は省かせていただきますが、実際に行ってきた議事の資料は、ホームページに掲載しておりますので、ご関心のある方はご覧いただければと思っております。私からの説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

#### ◎三宮議長

内閣府さん、ありがとうございました。それでは、これから質疑応答の時間とさせていただきます。質問・意見等ある方は挙手の上、指名されてからご発言をお願いします。発言内容に関しましては、的確なコメント、発言でお願いしたいと思います。それでは、どうぞ。三井田副会長。

#### ◎三井田達毅委員

内閣府様、ありがとうございました。三井田と申します。お金の事についての質問をしたいのですが、税務担当、そもそもボトムアップで、内閣府は調整役だとおっしゃっていますが、そうはいつでも皆が好きなことを言ったら作業部会は進まないわけで、どこが最終的な決定的なイニシアティブをもってやっているのか聞かせていただきたいと思っております。

お金の問題で話したのは12ページの予算160億円くらいという話をしていたらしゃったと思うのですが、そもそも、その内閣府さんで防災会議というか、さきほどの本サイトでいうところの規制庁さんがやっている部分で、どっちかというところ起きないリスクマネジメントだと思うのですが、内閣府さんがやっている事は起きた、クライシスマネジメントではあるけれども、では起きた時にどうやるのかというのを

事前に対応するための準備として、要はインフラ整備とか、起きる前にやっておかなくちゃいけない事の予算。例えば道を整備したり、市長も要求は出ているみたいですが除雪をどうするのかなど。そういったものは予算、それをしなきゃいけないとなった時に、この160億円から出すのか、それが必要性があると認められれば、オブザーバーで出てる国交省などで別予算を取って、きちんとやるんだということなのか。その辺りの枠組みはどうなっているのかをお聞かせいただきたいので、よろしくお願いします。

◎三宮議長

では、内閣府さん。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

三井田副会長、ご質問ありがとうございます。ご質問2件いただきました。誰がイニシアティブを取っているのか、ということでございますが。こちら各地域によって千差万別でございます。しかしながら、内閣府の仕事は、地域防災を推進していくというのが仕事でございます。何も、なかなか動かない時にはイニシアティブを取って動かざるを得ない時もあるかなと思っております。しかしながら、なかなか難しいのが地域防災計画というのは相手がある話なんですよね。具体的な例をもって申し訳ないのですが、避難先の問題というのがあります。やはり避難元があれば避難先まで決めて、どのように受け入れをするのかを常に決めるのが地域防災計画であるとか、緊急時対応に求められているレベルですけれども、なかなか避難先のご理解がいただけない場合があります。例えば、ある地域では東京都や神奈川県まで避難となっていたのですが、そこでは今、新型コロナ対応で危機管理部局が非常に忙しく、そこまで避難の受け入れ先のことまで調整できませんというようなことがあったり、なかなか進まなかったりというのがあります。ですから、この「充実強化」と一言で申し上げても関係者が多いので、一概には進めたくても進めない時もあります。そこはもう、我々が状況を見て考えていく。そして、どうしてもなかなか難しい課題があった場合、その場合、我々国は現場がないわけで、あくまでも調整といたしましたが、例えば提案し対話しながら進めていくということもあります。ですから、ファシリテーターとしてやりますけれども、我々としては、少しでも地域防災計画の充実・強化を進めていくのがミッションでございますので、なかなか進まない場合には避難先との調整に同席し、今まで申し上げたような取り組みの協力をお願いすることもあります。ですから、我々もサポートする必要になれば特段でしゃばると迷惑になることもあり得ますので、そこは各地域の実情に応じてイニシアティブを取っていく、主体となることもありますし、ス後押しをしたりというところがございます。

2点目でございます。いわゆる、予算の面でございます。この大体160億円くらいの予算ということでございます。この予算は原子力防災に限った内容です。先ほど国交省、道路という例をおっしゃいましたが、道路は原子力防災のためだけに使う訳じ

やないですね。普段から使っていますと厳密には目的外使用ということになってしまいます。そもそも我々は、原子力防災のためだけに使いこれでなきやダメといった、普段は絶対使ってはダメといった道路があるのであれば、我々は予算要求していきませんが、なかなか実際にはそれは難しいかなと思っています。ですから、そこは調整というところなんです。私も道路の整備がどのようにして決まっていくかはよくわからない部分もあるのですが、一般的にはやはり県が優先順位を付けて、国交省などに予算要求していきます。大事なはその必要性です。例えばその中で、原子力防災上の必要性ということに関して、必要に応じて、原子力防災についても非常に有効ということを補足して、国交省に情報提供するということはありません。その調整、コーディネーター役とご理解いただきたいと思います。以上になります。

◎三宮議長

ありがとうございました。他にある方。竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

説明ありがとうございました。竹内です。

地域防災会議のところでは、例えば自然災害が優先して、雪害の時には屋内退避をして、それで道が確保できて逃げるとか、屋内退避が危険な時には外で待つとか。基本的に自然災害優先という方向性が出たかと思うのと、コロナの時にはバスの中でソーシャルディスタンスを取れるように、密にならないように乗るというのができたと思うので、そういう指針ができた中で、やはりバスの台数が足りなければ待っている時間が長くなって被ばくしてしまうし、自然災害を優先してしまうと、なかなか避難できなかったり、屋内退避ができなかったりして被ばくしてしまうような状況の中で、その指針にさえ沿っていれば、取りまとめになってしまうのかすごく心配で。現状に合わせて妥協した部分、切り捨てた部分がどのくらいあるのか、ちゃんと見ているのかどうかというのと。それによって、先ほど「被ばくゼロは難しい」とおっしゃったのですが、どのくらいの被ばくまでなら可と見て取りまとめているかなというところを教えていただきたいんです。

◎三宮議長

それでは、内閣府さん。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

竹内委員、ご質問ありがとうございます。

ご質問、2点いただきました。1点目の質問は私共も非常に悩ましいところがございます。ですからこういう時に皆で合意できるところから議論をスタートすることが大事なかなと思っています。何が大事かという我々は結局、生命であるとか、健康であるとか、といったものを守る必要があるといったこと。そして、福島第一原子力発電所事故、この原子力災害の特徴としてあるのは、1つは被ばくを原因としない健康への影響。まさに無理な避難を絶対無いようにしようといったことが導き出さ

れたわけです。住民の被ばく線量をどうしたら軽減できるのか。その合理的な手段と  
いったことを考えていくということを基本的な方針として、我々も知恵を働かせて、  
関係者の皆様と議論をしてきたわけでございます。「緊急時対応」というのは、あく  
までも各地域、エリアの特性を踏まえて作成したものでございます。これがあるから  
絶対やるというものではないのです。「緊急時対応」というのはあくまでも各論を共  
通因子でくくったものですので、実は各論というのは、各地域防災計画・避難計画に  
書いてあるのです。ですから、「これを守れ」というものではないのです。そこはご  
理解ください。あくまでも、こういった大まかにいってこういうことで共通理解、考  
え方を踏まえてこうしたらどうですかというものですので、「これを守れ」というも  
のではない。では、「これを守れ」というようなものは何かというと、独立性の高い  
原子力規制委員会が制定した指針であって、先ほどいった屋内退避といったものは、  
ちゃんと科学的根拠があるので、それは守っていただきたい。そして理解してほしい、  
ということなのです。ですから、「法で決まったからやる」という性格のものではな  
いということだけをご理解いただければと思います。

この地域の事情って千差万別です。原子力など災害に対して、自助・公助・共助、  
そういった構図ができているところもあれば、全然できていないところもある。そう  
いうところによっても対応が変わってくると思います。計画の原稿を作るのは、一番  
現場に近いところが作るべきであり、我々国はその共通因子を取りまとめて、あくま  
でも地域全体の考え方として、国全体の方針をまとめる上で、他の地域にも参考にし  
ていただくための教訓というものをまとめたものだとご理解いただければと思いま  
す。ご質問ありがとうございました。

◎竹内委員

すいません。

◎三宮議長

竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

この地域の会で、昨年度の前半で避難計画についていろいろやり取りをしたんです  
が、「市や県や村の説明が国の指針がこうなっているからこうなのです。」と説明がす  
ごく多かったのですね。そういう、今のお答えからいうと、あくまでも守れというも  
のではなくて、その地域の実情に応じたものを作らなければいけない。つまり、避難  
計画の責任は市や村や県にあるということで間違いないか、というのが1点と。もう  
1点、先ほどの質問の中で、どのくらいの被ばく量まで許容しているのかという質問  
にお答えいただいてないので、その2つお願いします。

◎三宮議長

お願いします。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

失礼いたしました。初めに2点目の質問にお答えさせていただきます。こちらも特に我々国が決めたものではなく、我々が何でも決めてしまうと実態に応じた対応ができなくなってしまうということなのです。こちらでは、1 mSvといったものが基本になっていると。実際に防災事業に従事される方にとっては、これが基本になっているということですが、必ずしも、それに守るというものではありません。客観的なデータからいうと被ばくによる健康影響については100 mSvより高くなると、リスクは、統計上は高くなりますが、これも人によって違いますし、よっぽどメタボとかのほうが健康に悪いわけです。人によってこれも違うわけですが、そのように数値を1つ参考にいただければと思っております。それが1点目。

先ほどいった、指針がこうなっているという話がありました。指針は、私の説明が足りなかったかもしれませんが、指針は守っていただかなきゃならないといけないものだと思います。指針というものは、高い独立性を持った客観的、科学的なデータに基づいて作ったものです。逆にその指針に反した、まさにそれが福島第一原子力発電所事故の悲劇につながるわけですが、被ばくするといつて、車で逃げると大渋滞になってしまう。もしくは、弱い体が長い間の移動に耐えられなくてお亡くなりになってしまったという悲劇になってしまう場合もあるかもしれない。ですから、指針は守っていただくものでございます。しかしながらこれも絶対ではございません。実は指針というのは毎年改正になっています。それもやはり現場からの実態に合わせて必要になった、もしくは新たな知見が発見されたといったものについては、反映されて指針も毎年改正されております。しかも、その改正も、技術的・科学的な根拠があった上での改正ですから、それは守っていただかなければいけないというわけでございます。

これで、お答えになったでしょうか。

◎竹内委員

責任はどこが持つのでしょうか。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

県の地域防災計画の作成主体は、県でございます。県の防災会議が作成する。そして、市町村の地域防災計画の作成主体は市町村でございます。市町村の防災会議が作成する。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。最後に、宮崎委員お願いします。

◎宮崎委員

宮崎です。今ほどの話、出てきたかと思いますが、そもそもの話が聞きたいと思います。今の原子力災害対策指針に基づいて、この防災検討会議、協議会等で進めているんだというのですが、地域によってやはり国の指針では不満だということがあると思います。例えばこの新潟県の場合、対策は30 km圏に限る、含まれる調査だけです

が、福島を事故を考えると、新潟県の 30 km 以上にも放射性物質が飛んでいたじゃないか。そうすると 50 km とかその先についても調査も被ばく対策をしないでもいいのかという声があるわけですよ。そしたら指針の中には 30 km しか、もう書いてない。そうしますと私としては、指針に対してもっと変えてくれと。50 km も 60 km も、ちゃんと関係している、あるいは県内の市町村全部、対策を作るべきだと、指針をさらに直すための提案などがこの協議会でできるものなのですか、できないものなのですか。指針が決まったらその言いなりになって。権限といいますか、力を聞かせてもらいたいと思います。

◎三宮議長

それでは内閣府、お願いします。

◎志村地域原子力防災専門官（内閣府）

すいません、私の横に原子力規制庁の渡邊所長が来ておられて、私がここで答えてもいいのかどうかというところもあるのですが、繰り返しになりますが指針というのは科学的・客観的なものです。それも独立性が高い機関が決められているというものでございます。

最近も令和 3 年度の改正が行われる際にはパブリックコメントにかけられます。そこに出された意見については、1 つひとつ全て原子力規制庁が根拠を含めて回答しております。緊急時対応と指針が違うのは、前者は調整した結果です。原子力規制庁の指針というのは、客観的な独立性が高いものです。ですから改正するには、きちんとそれに対抗するだけの科学的・客観的なデータを踏まえて、きちんと議論する必要があります。その上で、それが最新の科学的・客観的、さらに申し上げますと国際的な 5 km、30 km とありましたけれども、国際的な指針からも踏まえて、妥当であるとなれば、指針は変わると思います。

もう 1 つ申し上げます、「指針というのは守らなきゃいけない、なぜならば科学的・客観的なものだから」と申し上げましたが、「指針」と書いてあるわけですから、これは法律ではないのです。だから非常に客観的なガイドラインに近くものです。ですから、厳密に 30 km を守れというわけでもありません。地域によっては一致するのではなくて申し訳ないのですが、例えば、浜岡地域では 30 km ではないのです。場所によっては発電所から 31 km のところがあったりして、結構その行政の区画によってジグザグな UPZ が設定されています。でも「絶対守れ」というわけではなくても、地域防災計画を充実・強化するためには、行政区画を優先するのが有効という理由をもって、静岡県判断で 30 km をちょっと超えた地域も UPZ にしております。

ですから、やはり改正するためには、それなりの説明責任が伴うということをご理解いただけたらと思います。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。

それでは時間になりましたので、以上で議事を終了させていただきます。事務局、お願いいたします。

◎事務局

それでは、冒頭お話を申し上げました通り、8時30分を超えてしまいましたので、内閣府さんは電車の時刻もごございますので、ここでご退席いただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次回の定例会についてご案内を申し上げます。第227回定例会は5月11日水曜日午後6時30分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催を致します。

お帰り際にはご使用になられた方は、ウェットティッシュを会議室出口に設置してありますゴミ箱に入れてお帰りをいただきたいと思います。

それから委員の皆様、ペットボトルは飲まないに関わらずお持ち帰りをいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。尚、この会場は直ちに消毒等作業を行いますので、取材は1階のエントランスホールで8時45分までとさせていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第226回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

－ 終了 －